

登録意匠「自動精算機」意匠権侵害行為差止請求事件：東京地裁令和1(ワ)16017・  
令和2年8月27日（民46部）判決＜請求棄却＞▶特許ニュース No.15304

## 【キーワード】

意匠の類似判断，部分意匠（登録意匠の要部），部分意匠の趣旨

## 【事案の概要】

### 1 事案の概要

本件は，意匠に係る物品を「自動精算機」とする意匠登録第1556717号の意匠権（以下「本件意匠権」といい，本件意匠権に係る意匠を「本件意匠」といい，その登録を「本件意匠登録」といい，その意匠公報を「本件意匠公報」という。）を有する原告が，被告に対し，別紙被告製品目録記載の製品（以下「被告製品」といい，被告製品のうち本件意匠に相当する部分の意匠を「被告意匠」という。）の販売等が本件意匠権を侵害すると主張して，意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止め，同条2項に基づき被告製品の廃棄，民法709条に基づき損害賠償金（一部請求）並びに遅延損害金の支払を求めた事案である。

### 2 前提事実

(1) 原告は，電子はかり，電子計量値付システム，自動計量包装値付機，POSシステム等の製造，販売等を目的とする株式会社であり，その事業の一つとして券売機の販売等を行っている。

被告は，ICT機器ハード，ソフトの製造，販売等を目的とする株式会社であり，その事業の一つとして券売機の販売等を行っている。

(2) 原告は，以下の内容の本件意匠権を有している。

ア 出願日

平成28年1月26日

イ 登録日

平成28年7月22日

ウ 登録番号

意匠登録第1556717号

エ 意匠に係る物品

自動精算機

オ 本件意匠の内容

別紙意匠公報（本件意匠公報，甲2）の【図面】記載のとおり（部分意匠）

(3) 被告製品は，タッチパネル式の券売機であり，カタログにその写真（別紙被告製品写真）が掲載されている。（甲4）

被告は，業として，被告のホームページにおいて被告製品を掲載するなどし

て、被告製品を販売し、販売の申出をしている。

### 3 争点

- (1) 被告意匠は本件意匠と類似するか（争点1）
- (2) 本件意匠登録は無効審判により無効にされるべきか（争点2）
- (3) 原告の損害額（争点3）

## 【判 断】

### 1 争点1（被告意匠は本件意匠と類似するか）

(1) 前提事実(2)及び(3)のとおり、本件意匠に係る物品は自動精算機であり、被告製品はタッチパネル式の券売機である。これらが少なくとも物品として類似することについては当事者間に争いが無い。

#### (2) 本件意匠と被告意匠の構成態様

ア 本件意匠は、物品の部分意匠（部分意匠）であり、願書に添付した図面（意匠法24条1項。以下、単に「本件図面」ということがある。）において意匠登録を受けようとする部分として実線で示された部分の形状は、以下のとおりである。なお、本件図面には自動精算機の筐体の形状が破線で示されているところ、実線で示された部分と筐体との関係等については、後記において検討することとする。

（基本的構成態様）

上方を後方に傾斜させたタッチパネル部の正面部分であり、ディスプレイが縦長長方形形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が縦長略直方形形状である。

（具体的構成態様）

- A タッチパネル部の縦と横の比が概ね1.5対1となっている。
  - B ディスプレイ周囲のケース部分は、ディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部からなる2段の枠部で構成されている。
  - C ケース部分の外枠部は、正面視及び斜視において、内枠部の外縁から外枠部の外縁に向かって傾斜する傾斜面となっている。
  - D ケース部分の外枠部の下側部分の幅が、外枠部の上側部分の幅、左側部分の幅及び右側部分の幅の概ね4倍の幅広に形成されている。
- イ 上記に対応する被告意匠の構成態様は、以下のとおりであると認められる（甲4）。

（基本的構成態様）

上方を後方に傾斜させたタッチパネル部の正面部分であり、ディスプレイが縦長長方形形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が縦長略直方形形状である。

（具体的構成態様）

- a タッチパネル部は、縦と横の比が概ね1.2対1となっている。
- b ケース部分は、ディスプレイと略相似形の扁平な枠部で構成されており、

ケース部分の上下左右の幅が全て等しくなっている。

#### ウ 本件意匠と被告意匠の対比

(ア) 本件意匠と被告意匠の基本的構成態様は一致する。

(イ) 本件意匠と被告意匠は、具体的構成態様について、①本件意匠はタッチパネル部の縦と横の比が概ね1.5対1となっているのに対し、被告意匠はタッチパネル部の縦と横の比が概ね1.2対1となっている点、②本件意匠はディスプレイ周囲のケース部分はディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部とからなる2段の枠部から構成されているのに対し、被告意匠はディスプレイ周囲のケース部分はディスプレイと略相似形の扁平な枠部で構成されており、本件意匠のような内枠部と外枠部という構成を有していない点、③本件意匠はディスプレイ周囲のケース部分の外枠部が正面視及び斜視において内枠部の外縁から外輪部の外縁に向かって傾斜する傾斜面になっているのに対し、被告意匠はディスプレイ周囲のケース部分が扁平となっていて、本件意匠のような傾斜面を全く有していない点、④本件意匠はケース部分の外枠部の下側部分の幅が、外枠部の上側部分の幅、左側部分の幅及び右側部分の幅よりも概ね4倍の幅広に形成されているのに対し、被告意匠はケース部分の上下左右の幅がすべて等しくなっている点で差異がある。

#### (3) 本件意匠及び被告意匠におけるタッチパネル部と筐体との関係

ア 本件意匠に係る物品は自動精算機であり、本件意匠はその部分の意匠（部分意匠）であるところ、部分意匠の物品全体との関係での位置、大きさ、範囲（以下、「位置等」ということがある。）の違いが、当該部分意匠の美感に影響を及ぼす場合があり得るので、以下、検討する。

イ 本件図面において破線部で示された筐体の形状を併せて本件意匠をみると、意匠登録を受けたタッチパネル部は、筐体の正面視右側前面上部に筐体より一段高く形成され、薄板状のタッチパネル部の上部約半分程度が筐体の上端部から突出している。また、タッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比は概ね1対1.4である。

被告意匠においては、タッチパネル部は、筐体の正面視左側上部に、傾斜面から下方に向かって側面視「く」字状に形成された基台上に筐体より一段高く形成され、薄板状のタッチパネル部の上部約半分程度が筐体の上端部から突出している。また、タッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比は概ね1対1.5である。

ウ 本件意匠は、部分意匠であり、破線部の形状そのものが登録意匠の内容となっているものではない。もっとも、本件意匠の物品である自動精算機等においては、筐体の一部にディスプレイが設けられているもの（公知意匠1）が知られるなどして、タッチパネル部の全体が筐体の内部にあるかタッチパネル部が筐体の上端部から一定程度突出しているか否かは、タッチパネル部の基本的な位置といえるものであり、その位置の違いは、タッチパネル部の美感に

も影響を与える場合もあり得るといえる。もっとも、この点について本件意匠と被告意匠の違いはなく、本件において位置の違いにより美感の違いがもたらされることはない。

また、上記イに記載した形状のうち、本件意匠ではタッチパネル部の横幅と破線で記載された筐体の横幅の比は概ね1対1.4であり、被告意匠のタッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比は概ね1対1.5である。タッチパネル部が実線で記載され、筐体が破線で記載されている本件において、タッチパネル部の横幅と筐体の横幅の比の違いは基本的にはタッチパネル部の美感に影響を及ぼさないと解すべきであり、また、その比が極めて異なる場合にその比の違いがタッチパネル部の美感に影響を与える場合が仮にあるとしても、本件では、この比についての本件意匠と被告意匠の違いは小さく、この違いはタッチパネル部の部分意匠の類否に影響を与えるものとはいえない。さらに、タッチパネル部が実線で記載され、筐体が破線で記載されている本件において、タッチパネル部が筐体の上部右側に設けられるか左側に設けられるかや、タッチパネル部が基台上に設けられているか否かの差異は、タッチパネル部の部分意匠の類否判断に影響を及ぼすものではないとするのが相当である。

以上によれば、本件においては、本件意匠と被告意匠との間において、類否判断に影響を及ぼす位置等の違いはないと認められる。

#### (4) 本件意匠と被告意匠の類否

ア 本件意匠と被告意匠は、基本的構成態様で一致し、具体的構成態様において、上記(2)ウ(イ)のとおりの差異点がある。

登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われ(意匠法24条2項)、具体的には、意匠に係る物品の性質、用途、使用形態、公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌して、需要者の注意を惹きやすい部分を把握し、そのような部分において両意匠が共通するか否かを中心としつつ、全体としての美感が共通するか否かを検討すべきである。

イ ここで、以下のような公知意匠があった。

平成23年6月1日に発行された大韓民国意匠商標公報30-0600546(甲12)には、意匠に係る物品を「クレジットカードのポイント照会による商品券販売」とする機器において、傾斜面から下方に向かって側面視「く」字状に形成された基台上にディスプレイ部が筐体より一段高く形成され、薄板状のディスプレイ部の相当程度が筐体の上端部から突出しているディスプレイ部について、上方を後方に傾斜させたディスプレイが縦長長方形形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が縦長略直方形形状であり、ディスプレイ部の縦と横の比が概ね1.5対1であり、ディスプレイ周囲のケース部分は、ディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部からなる2段の枠部で構成され、その枠部がいずれも扁平である意匠が記載されている。

平成24年1月6日に発行された大韓民国意匠商標公報30-062752

8（甲13）には、意匠に係る物品を「無人発券機」とする機器において、傾斜面から下方に向かって側面視「く」字状に形成された基台上にディスプレイ部が筐体より一段高く形成され、薄板状のディスプレイ部の相当程度が筐体の上端部から突出しているディスプレイ部について、上方を後方に傾斜させたディスプレイが縦長長方形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が縦長略長方形状であり、ディスプレイ部の縦と横の比が概ね1.25対1であり、ディスプレイ部のケース部分は、ディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部からなる2段の枠部で構成されている意匠が記載されている。

平成25年8月22日に発行された大韓民国意匠商標公報30-0705951（甲14）には、意匠に係る物品を「金融自動化機器」とする機器において、筐体上部においてアーム状の部品で接続されて正面視で筐体の上端部から突出しているような外観を呈するディスプレイ部について、上方を後方に傾斜させたディスプレイが縦長略長方形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が右上に突出部分があるほか縦長略長方形状であり、ディスプレイ部の縦と横の比が概ね2対1である意匠が記載されている。

ウ 上記イによれば、本件登録出願前に、自動精算機又はそれに類似する物品において、筐体の上端部から一定程度突出するディスプレイ部について、上方を後方に傾斜させたディスプレイが縦長長方形状であり、ディスプレイを収容するケース部分が縦長略直方形状である意匠、ディスプレイ部の縦と横の比が概ね1.5対1である意匠、ディスプレイ部のケース部分がディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部からなる2段の枠部で構成されている意匠は知られていたといえる。

これらによれば、自動精算機を購入する需要者にとり、本件意匠の基本的構成態様や具体的構成態様A、Bが、特に注意を惹きやすい部分であるとはいえない。そして、このことを考慮すれば、具体的構成態様C、Dは、本件意匠においては、本件図面において実線で示されている部分の中では一定の大きさを占めているといえるものでもあり、注意を惹きやすい部分であるというべきである。

本件意匠と被告意匠の差異点（前記(2)ウ(イ)）のうち、③本件意匠はディスプレイ周囲のケース部分の外枠部が正面視及び斜視において内枠部の外縁から外輪部の外縁に向かって傾斜する傾斜面になっているのに対し、被告意匠はディスプレイ周囲のケース部分が扁平となっていて、本件意匠のような傾斜面を全く有していない点、④本件意匠はケース部分の外枠部の下側部分の幅が、外枠部の上側部分の幅、左側部分の幅及び右側部分の幅よりも略4倍の幅広に形成されているのに対し、被告意匠はケース部分の上下左右の幅がすべて等しくなっている点は、本件意匠の具体的構成態様C、Dに係る部分の違いであり、②本件意匠はディスプレイ周囲のケース部分はディスプレイと略相似形の内枠部と、内枠部の外周を囲む外枠部とからなる2段の枠部から構成されてい

るのに対し、被告意匠はディスプレイ周囲のケース部分はディスプレイと略相似形の扁平な枠部で構成されており、本件意匠のような内枠部と外枠部という構成を有していない点は、具体的構成態様Dの前提となる構成自体が異なるというものである。それらの違いは、特に注意を惹きやすい部分であるとはいえない基本的構成態様が共通することから受ける印象を凌駕するものであり、本件意匠と被告意匠は、全体として、異なった美感を有するものであり、類似しないと認められる。

エ 原告は、本件意匠の基本的構成態様と具体的構成態様について、前記第2、4(1)のとおり主張し、本件意匠の要部は、自動精算機全体との関係で位置、大きさ、範囲を考慮したタッチパネル部であって、原告が主張する上記構成態様を前提として、本件意匠と被告意匠の構成態様の共通点は、本件意匠の要部についての共通点であるのに対し、具体的構成態様の差異点については、いずれも両意匠の共通性を凌駕するものではなく、本件意匠と被告意匠が類似する旨主張する。

しかし、原告が本件意匠の基本的構成態様、具体的構成態様であると主張する構成態様は、本件図面において破線で示された筐体の形状を部分意匠である本件意匠の形状そのものとして主張しているものである。部分意匠の趣旨からも、本件において、タッチパネル部の幅と筐体の幅との具体的な比率やタッチパネル部の筐体からの突出の具体的な比率そのものなどの原告主張の上記構成態様が、本件意匠の具体的な形状であるとは解されない。なお、登録意匠と対象となる意匠の位置等の違いが類否判断に影響を及ぼす場合があるとしても、本件においては、本件意匠と被告意匠に類否判断に影響を及ぼすような位置等の差異はない（前記(3)）。

また、原告は、類否判断において本件意匠と被告意匠について、上記の位置等が共通することを重視すべき旨を主張する。

しかし、本件においては、少なくとも、筐体の上端部から突出するディスプレイ部について、前記イで掲載した意匠が知られており、このことを考慮すると、前記のとおり、本件意匠と被告意匠は類似しないというべきである。

## (5) 結論

以上によれば、被告意匠が本件意匠に類似するとはいえない。

2 したがって、その余の争点を判断するまでもなく、原告の請求にはいずれも理由がない。

## 結 論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 【論 評】

1. 本件は、原告が有する意匠権の「自動精算機」と称する物品に係る一部分の形態を要部とする“部分意匠”に関するものであるところ、その部分意匠を被告

意匠が有するから、両意匠間には類似関係があると原告が主張する事案であるが、果たしてそうであるのかが争われたのである。

2. まず、本件登録意匠に係る物品名は「自動精算機」であるのに対し、被告意匠に係る物品名は「券売機」と称するものであるが、両者は類似する物品なのであろう。

そこで、本件登録意匠における部分意匠の範囲を確認すると、「意匠の説明」の項には、「実線で示された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」と記載されているので、図面を全部見る。

すると〔正面図〕と〔各部名称を示す参考図〕とを見ると、「操作画面」と称する部分には実線による輪郭が見えるから、これが意匠登録を受けようとする部分意匠であると判別できるのである。

3. 裁判所は、本件意匠と被告意匠とを対比して、両者の基本的構成態様は一致すると認定したが、具体的構成態様については、両者はそれぞれ差異があると認定したのである。

裁判所はその上で、本件意匠と被告意匠におけるタッチパネル部と筐体との関係について、その位置、大きさ、範囲の違いが、当該部分意匠の美感に影響を及ぼす場合があるから、その点について検討したのである。

しかし、この検討事項は極めて詳細であるから、両意匠の類否判断に影響を及ぼすような位置等の違いはないと認定したのである。

4. そこで、裁判所は、本件意匠と被告意匠とを対比観察して、基本的構成態様は一致するが、具体的構成態様にはいろいろと差異があると認定したのである。

即ち、具体的構成態様C、Dについて両意匠を対比すると、異なった美感を有するものであるから、類似しないと認定したのである。

また、裁判所は、本件においては、筐体の上端部から突出するディスプレイ部については公知意匠であるから、この点を考慮すると、本件意匠と被告意匠とは類似するものとはいえないと判断したのである。

5. しかし、公知意匠を引用することはこの場ではなく、最初の本件物品に係る基本的構成態様を論ずる段階で登場して然るべきである。即ち、登録意匠における基本的な構成態様とは、まず当該意匠が人間社会に存在するに至った実質的な形態をいうのだから、その中には時間の経過とともに誕生した公知の形態をも含むことにもなるという解釈になるからである。そして、そのような基本的構成態様を意識的に除外して、登録意匠と対比観察して類否を判断すればよいと筆者は思うのである。

要は、その後に行われる被告意匠との間の具体的構成態様についての対比観察であり、そこで初めて正確な意匠の類否判断が出来ることになるのである。この考え方の基本は、意匠法が特許法や実用新案法と同様に創作保護法であることを理解することにある。即ち、新規な意匠というものは、物品自体の存在目的や機能に左右されて有する固有の形態の上に創作されるものであるという常識を当業者が有することである。その上に立って、新規に創作された形態はどの部分であるのかを把握することになるのである。そのようにして創作された意匠の形態において、他人の意匠を対比して創作性が弱ければ外観は類似することになり、侵害が成立するのである。

6. なお、部分意匠についての侵害事件ではないが、登録意匠「そうめん流し器」意匠権侵害等損害賠償等請求事件の裁判例は参考になる事例であろう。（「特許ニュース No. 15042」） ➡A-75

[牛木 理一]



〔被告製品目録〕

券売機 「VALTEC TK-1920」

〔被告製品写真〕

【タッチパネル部の写真】



【正面写真】



【側面写真】



〔 本 件 意 匠 公 報 〕

(19) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (JP)

(45) 【発行日】 平成28年8月22日 (2016. 8. 22)

(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)

(11) 【登録番号】 意匠登録第1556717号 (D1556717)

(24) 【登録日】 平成28年7月22日 (2016. 7. 22)

(54) 【意匠に係る物品】 自動精算機

【部分意匠】

(52) 【意匠分類】 J5-320

(51) 【国際意匠分類】 Loc (10) C1. 20-01

(21) 【出願番号】 意願2016-1501 (D2016-1501)

(22) 【出願日】 平成28年1月26日 (2016. 1. 26)

(72) 【創作者】

【氏名】 三森 克紀

【住所又は居所】 東京都大田区久が原5丁目13番12号 株式会社寺岡精工内

(73) 【意匠権者】

【識別番号】 000145068

【氏名又は名称】 株式会社寺岡精工

【住所又は居所】 東京都大田区久が原5丁目13番12号

(74) 【代理人】

【識別番号】 110000626

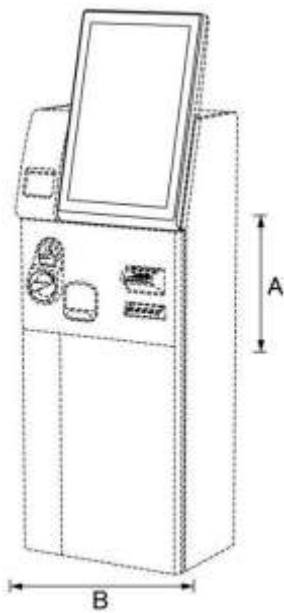
【氏名又は名称】 特許業務法人 英知国際特許事務所

【審査官】 原川 宙

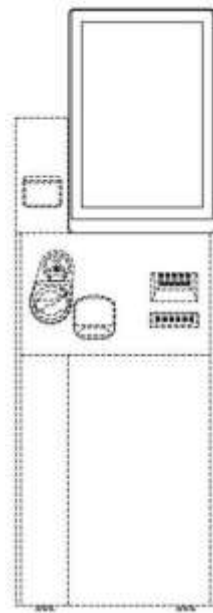
(55) 【意匠の説明】 実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

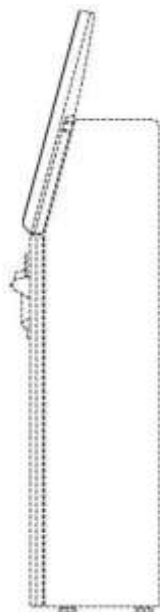
【斜視図】



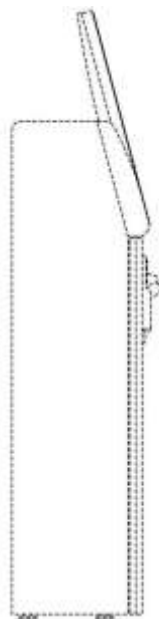
【正面図】



【右側面図】



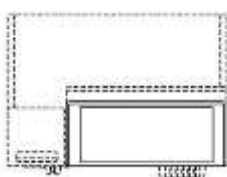
【左側面図】



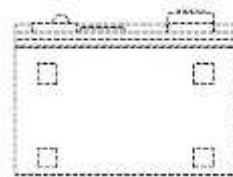
【平面図】



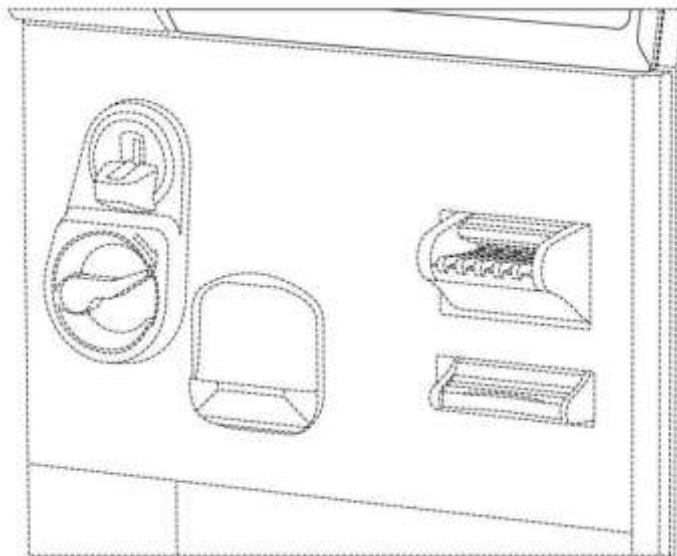
【平面図】



【底面図】



【A-B間拡大図】



【各部名称を示す参考図】



(56) 【参考文献】特開2005-258636 中華人民共和国意匠公報、11-32号、(2011-8-10)、CN301641025S、(特許庁意匠課公知資料番号HH23008402) 大韓民国意匠商標公報、11-11号、(2011-6-1)、30-0600546、(特許庁意匠課公知資料番号HH23417627) 大韓民国意匠商標公報、12-01号、(2012-1-6)、30-0627528、(特許庁意匠課公知資料番号HH24400638) 大韓民国意匠商標公報、13-25号、(2013-8-22)、30-0705951、(特許庁意匠課公知資料番号HH25431601) 大韓民国意匠商標公報、13-34号、(2013-11-14)、30-0715883、(特許庁意匠課公知資料番号HH25449899) 大韓民国意匠商標公報、14-39号、(2014-11-17)、30-0756442類似1、(特許庁意匠課公知資料番号HH26451792)